

平成 20 年 3 月

政務調査費について

1 領収書等の公開範囲の拡大

- ① 領収書等の公開範囲は、人件費及び事務所費を含め、すべての支出とする。
- ② 領収書等の提出様式として、支出調書（「（一般用）」、「（支出証明用）」及び「（調査旅費用）兼出張記録書」）及び支出調書一覧表を新たに設ける（別紙 2 参照）。

2 報告書の充実

- ① 領収書等の一つとして、出張の記録及び調査旅費の内訳を記載した「支出調書（調査旅費用）兼出張記録書」を議長に提出し、公開する。（再掲）
- ② 3 に掲げる基本指針において食糧費の支出基準を厳格化すること等に伴い、食糧費支出整理簿を廃止する。
- ③ 収支報告書を市会ホームページ上で公開する。

3 使途基準の更なる明確化

- ① 政務調査費の運用に関する基本原則、使途基準ごとの按分等の基準、支出が認められない経費等を定めた「政務調査費の運用に関する基本指針」（別紙 3 参照）を策定し、公開する。
- ② 使途項目の「研修研究費」、「会議費」及び「広報費」を、「会議研修費」及び「広報広聴費」に再編するとともに、「その他の経費」を使途項目から削除する。

※ 上記 1 から 3 までに掲げる見直しは、平成 20 年 4 月 1 日から実施し、同日以降に交付する政務調査費について適用する。

4 第三者の関与

今後の検討課題とする。

5 交付額の在り方

現行どおりとする。